

# 青森県報

第六百四十二号

令和五年  
七月二十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 災害救助法の適用……………(同) ……七
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……八
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……八

○土地収用法による収用又は使用の手續の開始……………(監理課) ……八

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……八

### 出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域) ……九

### 公安委員会

○指定講習機関の指定……………(運転免許課) ……九

## 告 示

### 青森県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
総合メ デイカル 株式会社	福岡県福岡 市中央区天 神二丁目一 四の八	居宅介護 事業の種類	居宅介護事業所
福岡県福岡 市中央区大 名二丁目九 の二三	居宅療養 管理指導	名称	所在地
	そうごう 薬局弘前 駅前店		弘前市大字 駅前町一一 の二
	令和 五・五・ 八	年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合サービス		株式会社 総合サービス		株式会社 総合サービス		株式会社 総合サービス	
福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八
居宅療養管理指導		居宅療養管理指導		居宅療養管理指導		居宅療養管理指導	
薬局黒石病院前店		薬局黒石病院前店		薬局黒石病院前店		薬局黒石病院前店	
黒石市北目一丁目七		黒石市北目一丁目七		黒石市北目一丁目七		黒石市北目一丁目七	
〃		〃		〃		〃	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合サービス		株式会社 総合サービス	
福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八
居宅療養管理指導		居宅療養管理指導	
薬局西北店		薬局五所川原店	
五所川原市鎌谷町一丁目三		五所川原市中央二丁目四	
〃		〃	

青森県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

区分	名称	主たる所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	変更年月日
	介護予防事業者		介護予防	介護予防事業所		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル
福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四	福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四	福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四	福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四
介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅
そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗	そうごう 薬局 野店 桔梗
弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三	弘前市大字 野二丁目 三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和 五・五・八	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル	株式会社 総合 デイカ ル
福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四	福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四	福岡県福岡市中央区大目九丁目二の三	福岡県福岡市中央区大目八丁目四
介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅	介護予防 療養 管理 指導 居宅
そうごう 薬局 野店 西北	そうごう 薬局 野店 西北	そうごう 薬局 野店 西北	そうごう 薬局 野店 西北	そうごう 薬局 野店 西北	そうごう 薬局 野店 西北
五所川原市 鎌谷町一六 三の三	五所川原市 鎌谷町一六 三の三	五所川原市 鎌谷町一六 三の三	五所川原市 鎌谷町一六 三の三	五所川原市 鎌谷町一六 三の三	五所川原市 鎌谷町一六 三の三
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
社会福祉法人光仁会	社会福祉法人光仁会	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
恵光園サポーター中央	恵光園在宅介護支援センター	名称	居宅介護支援事業所
むつ市中央一丁目五の三	むつ市大字奥内字竹立一の三	所在地	居宅介護支援事業所
令和五・五・一	令和五・五・一	変更年月日	

青森県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者	
		名称	居宅介護事業所
有限会社ワイエムスリー	弘前市大字中野一丁目九の二	居宅療養管理指導	居宅介護事業所
あおぞら調剤薬局	弘前市大字中野一丁目九の二	居宅療養管理指導	居宅介護事業所
令和五・五・三	令和五・五・三	廃止年月日	

青森県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社ワイエムスリー	株式会社ワイエムスリー	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
あおぞら調剤薬局	あおぞら調剤薬局	名称	居宅介護事業者
弘前市大字中野一丁目九の二	弘前市大字中野一丁目九の二	所在地	居宅介護事業者
令和五・五・三	令和五・五・三	廃止年月日	

青森県告示第四百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社ワイエムスリー	株式会社ワイエムスリー	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
あおぞら調剤薬局	あおぞら調剤薬局	名称	居宅介護事業者
弘前市大字中野一丁目九の二	弘前市大字中野一丁目九の二	所在地	居宅介護事業者
令和五・五・八	令和五・五・八	変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合 デイカール		株式会社 総合 デイカール		株式会社 総合 デイカール		株式会社 総合 デイカール	
福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一	福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一	福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一	福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一
居宅療養 管理指導		居宅療養 管理指導		居宅療養 管理指導		居宅療養 管理指導	
薬局黒石 病院前店		薬局黒石 野店		薬局アール 店		薬局松原 店	
黒石市北 一丁目七		弘前市大 字二丁目		弘前市大 字一丁目		弘前市大 字二丁目	
〃		〃		〃		〃	

区分	
名称	介護予防事業者
主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種 類
名称	介護予防事業所
所在地	
年月日	変更

青森県告示第四百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合 デイカール		株式会社 総合 デイカール	
福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一	福岡県福岡市中央区 大目九	福岡県福岡市中央区 大目一
居宅療養 管理指導		居宅療養 管理指導	
薬局西北 店		薬局五所 川原店	
五所川原 市一丁目 六		五所川原 市二丁目 四	
〃		〃	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合ケア株式会社		株式会社 総合ケア株式会社		株式会社 総合ケア株式会社		株式会社 総合ケア株式会社	
福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八
介護予防療養施設管理指導		介護予防療養施設管理指導		介護予防療養施設管理指導		介護予防療養施設管理指導	
そうごう薬局 野店		そうごう薬局 デイアール店		そうごう薬局 松原店		そうごう薬局 弘前駅前店	
弘前市大字 桔梗野二丁目一三三		弘前市大字 扇町一丁目一六		弘前市大字 松原東二丁目一四六		弘前市大字 駅前町一丁目二	
〃		〃		〃		令和五・五・八	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 総合ケア株式会社		株式会社 総合ケア株式会社		株式会社 総合ケア株式会社	
福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八	福岡県福岡市中央区大目二丁目三	福岡県福岡市中央区大目二丁目八
介護予防療養施設管理指導		介護予防療養施設管理指導		介護予防療養施設管理指導	
そうごう薬局 西北店		そうごう薬局 五所川原店		そうごう薬局 黒石病院前店	
五所川原市 鎌谷町一丁目三三		五所川原市 中央二丁目二四		黒石市北 黒石一丁目七	
〃		〃		〃	

青森県告示第四百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	変更年月日
社会福祉法人光仁会	社会福祉法人光仁会	居宅介護支援事業者	令和五・五・一
むつ市奥内字竹立九	むつ市奥内字竹立九	主たる事務所の所在地	
恵光園サポーターセンター中央	恵光園在宅介護支援センター	名称	
むつ市中央一丁目五の三	むつ市大字奥内字竹立一の三	所在地	

青森県告示第四百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者の種類	名称	所在地	廃止年月日
有限会社ワイエムスリー	弘前市大字中野一丁目九の	居宅介護支援事業者	居宅療養管理指導	あおぞら調剤薬局	弘前市大字中野一丁目九の	令和五・五・三

青森県告示第四百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
有限会社ワイエムスリー	弘前市大字中野一丁目九の	介護予防居宅療養管理指導	あおぞら調剤薬局	弘前市大字中野一丁目九の	令和五・五・三

青森県告示第四百七十八号

令和五年七月七日からの大雨により発生した災害について、次のとおり災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）を適用した。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 適用期日 令和五年七月十四日
- 二 適用地域 深浦町

青森県告示第四百七十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一 三三三	令和 五・七・一八	株式会社 みなとみ らい	八戸市湊 高台四丁 二〇一三の	パリエー ション ホーム だまり家	八戸市新 井田平ノ 前七の一	令和 五・七・一八	住宅型有 料老人 ホーム
〇二〇〇一 三四	〃	株式会社 みなとみ らい	八戸市湊 高台四丁 二〇一三の	訪問介護 ステーション コスモス	八戸市新 井田平ノ 前七の一	〃	訪問介護

青森県告示第四百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	十和田市	令和 五・七・三

青森県告示第四百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の手続の開始をする土地

青森県むつ市大字大湊字水上ノ内新取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守及び字西ノ平、宇田町並びに川守町地内

ロ 使用の手続の開始をする土地

青森県むつ市大字大湊字水上ノ内新取道及び字大川守、宇田町並びに川守町地内

地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

むつ市役所

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。



令和五年七月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二一	田	四、二二二

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和五年一〇月	一〇年	七五、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年八月十一日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

### 出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市鹿中二丁目五八の二 六四	一一七・七五メー トル	六・〇〇メートル	令和 五・七・三

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 名称 株式会社ムジコ・クリエイト 弘前モータースクール
  - 2 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一
  - 3 代表者の氏名 新戸部洋輔
- 二 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
  - 1 事務所の名称 弘前モータースクール
  - 2 事務所の所在地 弘前市大字和泉一丁目三の一
- 三 特定講習の種類 若年運転者講習
- 四 指定を行った年月日 令和五年七月七日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭